

入札説明書

救急・循環器センター棟他フィルタ交換修繕に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成30年12月20日

2 担当部局

〒309-1793 茨城県笠間市鯉淵6528

茨城県立中央病院 電話 0296-77-1121 Fax 0296-77-2886

経理課 羽生（入札手続関係） 内線 2021

施設課 寺門（修繕業務の内容関係） 内線 2051

3 対象修繕業務

- (1) 修繕名 救急・循環器センター棟他フィルタ交換修繕
- (2) 修繕場所 笠間市鯉淵6528
- (3) 修繕概要 救急・循環器センター棟における清浄度区域の空調給気フィルタ、本館放射線R I系統の排気フィルタ及びがんセンター棟4階中病棟水平層流式無菌装置の各種フィルタを更新する。
- (4) 履行期間 平成31年3月15日まで

4 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示254号）に基づく競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

5 競争参加資格の確認等

- (1) この修繕業務の入札に参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（別紙様式第1号。以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（別紙様式第2号。以下「資料」という。）各1部を持参又は郵送により提出するものとする。

申請書及び資料の提出方法、受付日時及び提出先

- ・提出方法 1部を持参又は郵送することとする。
- ・提出先 2の担当部局 経理課（入札手続関係）
- ・提出期限 公告の日から平成31年1月9日（水）16時まで（ただし、茨城県の休日（以下「休日」という。）を除く。）を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）郵送による受領期限は平成30年1月9日（水）必着（簡易書留郵便に限る。）

イ 申請書、資料の作成説明会

実施しない。

ウ 申請書、資料のヒアリング

実施しない。ただし、提出された申請書及び資料について、説明を求めることがある。

- (2) 競争参加資格の確認は、申請書の提出日現在で行い、その結果は、競争参加資格確認通知書（別紙様式第3号）により通知する。
- (3) 当該競争参加資格がないと認められた者には、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、参加資格がない旨の通知を受けた日から3日以内に茨城県立中央病院長に書面（別紙様式4号）により行わなければならない。
- (4) 受付日時までに申請書及び資料を提出しない者は、本競争入札に参加できない。

6 設計図書

- (1) 設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。

<http://www.hospital.pref.ibaraki.jp/chuo/>

- (2) 設計図書に対する質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、持参、郵送により行うこと。なお、電送（FAX又は電子メール）によるものは受けしない。

ア 受付先 2の担当部局 施設課（修繕業務の内容関係）

イ 受付期間 平成31年1月8日から平成31年1月9日まで
いずれも9時から16時まで（休日と正午から13時までを除く。）

7 現場説明会

実施しない。

8 競争入札執行（開札）の日時及び場所

- (1) 日時 平成31年1月16日（水） 10時から
- (2) 場所 茨城県立中央病院 本館2階 大会議室

9 入札方法等

(1) 入札書及び内訳書は、持参により提出することとし、郵送、電報及びFAXによる入札は認めない。

ア 入札書の受領期限

受領期限 平成31年1月16日（水）10時必着

イ 提出先 8の（2）の場所

ウ 提出書類 入札書（別紙様式5号）

内訳書（作成方法等は別紙参照）

(2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。

(3) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札者から入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。

(7) 入札執行回数は、2回とする。初度の入札において予定価格の制限に達して価格の入札がないときは、1回を限度として再度入札をする。したがって、再度入札に参加する意思のある入札参加者又はその代理人は開札時に再度入札のための入札書を持参すること。なお再度入札のための内訳書の提出は不要とする。

(8) 再度入札においても、予定価格に達した価格の入札がないときは、参加者のうちで最低価格の入札者を随意契約の相手方として、予定価格の制限内で見積合わせを行うものとする。したがって、この場合に見積書を提出しようとする意思のある参加者又は代理人は見積書を持参すること。なお見積合わせのための内訳書の提出は不要とする。

(9) 落札者は、入札した者のうち、最低の価格の申込者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、次の最低の価格を入札した者を落札者とする。

10 予定価格

事前公表しない。

11 最低制限価格

設定しない。

12 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第112条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する。

13 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

14 請負契約書の作成の要否

要

15 契約条項及び支払条件

別紙「修繕契約書（案）」のとおり。

16 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 入札について不正の行為があった場合

(イ) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合

(ウ) 紙入札の場合で、記名押印のない場合

(エ) 指定の日時までには到達しない場合

(オ) 入札書を2通以上提出した場合

(カ) 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合

(キ) 紙入札の場合で、委任状を提出しない代理人が入札をした場合

(ク) 内訳書の内容に不備（入札金額との著しい相違等）が認められた場合

(2) この入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの入札説明書において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 開札時点において4に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(4) 入札執行（開札）日までに指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

(5) 競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

17 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

4 (2)に掲げる一般競争入札参加資格の認定を受けていない者（更生会社については会社更生法に基づく更生開始の決定を受けた者，再生会社については再生計画の認可決定が確定した者に限る。）も，5により申請書及び資料を提出することができる。ただし，本競争入札に参加するためには，入札執行（開札）日の前日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

18 その他

(1) 提出された資料は，返却しない。ただし，公表，又は無断で他の目的に使用することはしない。

(2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては，指名停止措置を行うことがある。

様式第1号

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

郵便番号

住 所

商号又は社名

⑩

代表者名

連 絡 先

F A X

平成30年12月20日付けで公告のあった救急・循環器センター棟他フィルタ交換修繕に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 競争参加資格確認資料（様式第2号）

競争参加資格確認資料

商号又は名称 _____

工事名 救急・循環器センター棟他フィルタ交換修繕
(平成 30 年 1 2 月 2 0 日公告)

(1) 平成 30 年度茨城県物品調達等競争入札参加資格審査結果通知書の写し	有・無
(2) 更生手続き開始の申立てがなされている者又は再生手続き開始の申立てがなされている者でない。(茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。)	(申立ての有無) 有・無
(3) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けている期間でない。	(指名停止の有無) 有・無
(4) 茨城県暴力団排除条例第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。	別添誓約書

(作成要領)

- 1 公告において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目について記載すること。
- 2 必要に応じて資格を確認できる写しを添えて提出すること。

競争参加資格確認通知書

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

殿

茨城県立中央病院長

先に申請のあった救急・循環器センター棟他フィルタ交換修繕に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

なお、競争参加資格がないと通知された方は、当職に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、この通知を受けた日から3日以内にその旨を記載した書面を提出してください。

記

公告日	平成30年12月20日
入札参加資格の有無	有 無
	入札参加資格がないと認めた理由

(注) 1 入札参加者は、この通知書の写しを入札の際に提出してください。

2 参加資格がないと認められた場合において、その理由について説明を求めるときは、この通知を受けた日から3日以内に茨城県立中央病院長にその旨を記載した書面（様式は任意とする。）を提出してください。土日を除く3日以内に回答します。

様式第4号

質 問 書

平成 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

住 所

商号又は名称

印

代表者名

工事名 救急・循環器センター棟他フィルタ交換修繕

(平成30年12月20日公告)

質 問 内 容

入札（見積）書

工事名 救急・循環器センター棟他フィルタ交換修繕

路線河川等名

工事場所 笠間市鯉淵6528

入札(見積) 金額	
--------------	--

設計図書及び実地を調査のうえ、茨城県病院局会計規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第21号）及び入札心得（平成18年茨城県病院局告示第2号）の規定により上記のとおり入札（見積り）します。

平成 年 月 日

住 所 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :

㊟

代理人氏名 :

㊟

茨城県立中央病院長 殿

注1 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

2 金額の前に「¥」の符号を付すること。

3 不用の文字は消すこと。

委任状

平成 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

(委任者)

住 所 : _____

名称又は商号 : _____

代表者氏名 : _____ (印)

私は、下記の者を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

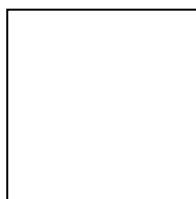
1 代理人 住 所 : _____

氏 名 : _____

2 委任事項

(1) 平成31年1月16日(水) 茨城県立中央病院において行われる
救急・循環器センター棟他フィルタ交換修繕の入札(見積)に関する件

(2) 受任者(代理人)使用印鑑



誓 約 書

平成 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

住所

商号又は名称

及び代表者名

印

暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第7条の規定により、下記事項について誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、県の事務事業に関する各種申込資格等の確認のため、貴県が茨城県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

はい ・ いいえ

(いずれかを○で囲む)

- 2 次のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者
- (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
- (5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- (6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）

はい ・ いいえ

(いずれかを○で囲む)

- 3 暴力団員又は2の(1)から(6)までのいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではありません。

はい ・ いいえ
(いずれかを○で囲む)

- 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）より抜粋
（公共工事等に係る措置）

第7条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）より抜粋
（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(2) 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(6) 暴力団員

暴力団の構成員をいう。